

市県民税の申告は3月16日(月)まで

対象 令和2年1月1日時点で本市在住であった人
 ※次のいずれかに該当する人は除く▶所得税の確定申告をする人
 ▶給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人
 ▶前年中に所得がなかった人

日時・会場 右表のとおり
 ※会場で申告ができない人は、直接または郵送で、申告に必要なもの(下記)を〒790-8571市民税課(市役所本館2階)へ

申告に必要なもの	
①市県民税の申告書	料などの領収書
②印鑑	⑨生命保険料、簡易保険料などの控除証明書
③申告者本人のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカードや通知カードなど)	⑩地震保険料、共済掛金などの控除証明書
④申告者本人の運転免許証などの身元確認書類(マイナンバーカードがある場合は不要)	⑪医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書または医療保険者から交付を受けた医療費通知書(セルフメディケーション税制の適用を選択する場合は、医療費の明細書と健康の保持増進など一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類)
【代理人が申告する場合】本人のマイナンバーが確認できる書類▶本人からの委任状または本人の健康保険証など、本人しか持ち得ない書類▶代理人の運転免許証など身元確認書類	※令和2年度分の申告までは、従来どおり医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額の分かるものでも可
⑤給与・年金所得者は原則、源泉徴収票	⑫障害者控除を受ける人は、身体障害・精神・療育手帳または本市などが発行する「障害者控除対象者認定書」など
⑥事業所得者は、所得計算に必要な帳簿、領収書など	※⑤～⑪は、平成31年1月1日～令和元年12月31日までのものが対象
⑦その他の所得者は、所得金額を証明できるもの	
⑧国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料	

その他 学生や所得がなかった人で申告書が届いた場合は、申告書裏面の必要事項を記入し、市民税課へ提出または郵送してください。非課税証明書などを発行する基礎資料となります▶前年中の所得を申告していない場合は、所得証明書などの即日発行ができません▶年金所得者で「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合は、市県民税の申告が必要になります▶2月3日(月)～3月16日(月)まで年金や給与所得の簡易な還付申告に限り、所得税の確定申告も受け付けます

☎市民税課 ☎948-6291～6298 ・ ☎934-1802

令和2年度分 市県民税の申告受付会場および日程

地区	会場	受付期間	地区	会場	受付期間
神和	二神分館	1月28日(火) (11時30分～15時)	道後	子規記念博物館 (1階視聴覚室)	2月14日(金)
	元怒和分館	1月29日(水)	和気	和気公民館	2月17日(月)・18日(火)
	津和地分館	1月30日(木)	垣生	JAえびめ中央垣生支所	
栗井	栗井公民館	1月28日(火)・29日(水)	小野	小野公民館	2月18日(火)～20日(木)
浅海	浅海公民館	1月29日(水)	石井	石井支所	2月19日(水)～21日(金)
湯山	湯山支所	1月30日(木)		北土居分館	2月21日(金)
伊台	伊台支所		余土	JA松山市余土支所 (余土ビル1階)	2月25日(火)・26日(水)
睦野	睦月分館	1月31日(金) (9時30分～14時)	味生	味生公民館 (味生ふれあいセンター内)	2月25日(火)～27日(木)
	野忽那分館	2月3日(月) (13～16時)	坂本	坂本公民館	2月26日(水)
立岩	立岩公民館	1月31日(金)	浮穴	浮穴支所	2月27日(木)・28日(金)
五明	五明公民館		荏原	荏原公民館	
生石	生石公民館	2月3日(月)・4日(火)	潮見	潮見公民館	3月2日(月)
久枝	久枝公民館		西中島	熊田集会所	
桑原	桑原公民館	2月5日(水)・6日(木)	東中島	中島支所	3月3日(火)
三津浜	地域交流センター (三津浜支所2階)	2月5日(水)～7日(金)	北条	北条コミュニティセンター	3月4日(水)～6日(金)
宮前	日浦公民館	2月7日(金)	正岡		
日浦	日浦公民館	2月10日(月)	難波	松山観光ターミナル (2階研修室)	3月5日(水)
由良	興居島支所	2月10日(月) (13～16時)	高浜	市役所本館 11階	3月10日(火)～16日(月) (8時45分～17時) ※土・日曜を除く
泊	泊公民館	2月12日(水)・13日(木)			
堀江	堀江公民館	2月12日(水)・13日(木)	全地区		
河野	河野公民館				
久米	南久米分館	2月12日(水)～14日(金)	●申告受付時間(時間の記載のない会場)は9時30分～15時 ●は前年から申告会場を変更しています ●各会場とも大変な混雑が予想されます。駐車場には限りがありますので、公共交通機関や徒歩・自転車などでご来場ください		

【申告書の発送】 申告が必要と思われる、または前年申告書の送付を希望された人などには、下記の日程で発送します。
 支所区域在住=1月17日(金) 本庁区域在住=2月25日(火)

市税の納め忘れはありませんか

税金は社会を支える大切な財源です。市税の納期が過ぎていないのに納付していない人は、早めに納付してください。一括納付が困難な場合は、納税課へ早めに相談してください。

納期 下表のとおり

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	1月
個人市県民税(普通徴収)			1期	2期	3期	4期			
固定資産税	1期		2期	3期	4期				
軽自動車税	全期								

※納期限=各月末▶12月のみ25日▶土・日曜の場合は対象日の翌平日

納付場所 市内金融機関▶コンビニエンスストア▶納税課▶支所▶市民サービスセンター

必要なもの 納付書
 ※コンビニエンスストアでの市税の納付は、左表の3税目のうち、バーコード印字があり、金額の訂正のない納付書に限ります
 ※コンビニエンスストア、市民サービスセンターでは納期限を過ぎると納められません

！納付が確認できないときは

市税催告センター(納税課〈市役所本館2階〉内)が電話で納付を呼び掛けます。

また、滞納した状態が続くと、給与や預貯金、不動産などの差し押さえや、滞納整理の専門機関である愛媛地方税滞納整理機構に移管する場合があります。

愛媛地方税滞納整理機構とは

県内の市町から滞納事案を引き受け、専門的な調査を徹底的に進め、財産があった場合は、滞納処分を行う専門機関です。
 ☎913-5800 ・ ☎941-7593

振り込め詐欺にご注意を

市税催告センターでは電話で納付を呼び掛けていますが、ATM(現金自動預け払い機)の操作による口座振り込みを指示することはありません。
 ☎948-6837

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

確定申告や市県民税の申告時「社会保険料控除」の対象になります

■納付額の確認方法

【特別徴収(年金天引き)の人】

年金機構などから送付される「公的年金等の源泉徴収票」
 ※公的年金の源泉徴収票については年金機構などへお問い合わせください

【普通徴収(納付書払い・口座振替)の人】

納付書払いの人=手元に保管している領収証書
 口座振替の人=1月中旬頃に送付する「口座振替(自動払込)済通知書」
【領収証書などを紛失した人や遺族年金・障害年金の非課税年金から特別徴収(年金天引き)の人】
 納付証明書を発行しますので、日にちに余裕を持って申請してください。

原則、確定申告や市県民税申告には、領収証書や納付証明書などの添付や提示の必要はありません。場合によっては、納付済額がわかる書類の提出を求められることがあります。

【申請方法】 電話・ファクス・eメールで、納付証明書が必要な人の住所、氏名、生年月日、証明が必要な年を下記の担当課へ

【交付方法】 申請受け付け後、納付証明書を無料で郵送します。ただし郵送先は証明が必要な人の住民登録地または担当課に登録のある書類送付先に限ります。なお、電話・ファクス・eメールで証明額の回答はできません。

☎国民健康保険料=国保・年金課 ☎948-6368 ・ ☎934-2631 ・

☎kokuhoonenkin@city.matsuyama.ehime.jp

後期高齢者医療保険料=高齢福祉課 ☎948-6406 ・ ☎934-1763 ・

☎kourei@city.matsuyama.ehime.jp

介護保険料=介護保険課 ☎948-6966 ・ ☎934-0815 ・

☎kaigo@city.matsuyama.ehime.jp

※確定申告などで、おむつ代の医療費控除を受ける時に添付する「おむつ使用確認書」は交付要件があるので、事前にお問い合わせください
 ☎介護保険課 ☎948-6841 ・ ☎934-0815

☎納税課 ☎948-6268 ・ 6277 ・ 6284 ・ 6271 ・ ☎934-1802